

【ドミトリー入寮生へ】

冬季休業期間中の感染拡大地域への移動および健康観察について

ドミトリー入寮生へ

公益学部長

冬季休業期間中、感染拡大地域への移動（帰省を除く）は極力控えてください。

【感染拡大地域】

- A) 直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数が15人以上の都道府県
- B) 直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数が2.5人以上で、かつ感染経路不明割合が50%以上の都道府県

実家が感染拡大地域となっている入寮生については、帰省の際、実家からドミトリーに直接戻ることのないよう、1週間の健康観察期間を過ごす場所（ホテル）を大学で借り上げ提供します。具体的には以下のとおりとなります。

- 12月14日現在対象となる可能性があるのは、実家が以下の都道府県にある方です。
→北海道、東京都、神奈川県、埼玉県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府、岡山県、広島県、香川県、高知県、長崎県、沖縄県
- 最終的な「感染拡大地域」の判断日は12月25日とします。12月25日に「感染拡大地域」に該当した都道府県の実家に帰省する学生が、借り上げホテル提供の対象となります。
- 対象となった場合は、大学が借り上げた庄内地域のホテルに1月4日（月）にチェックインして健康観察を続け、11日（月）朝にドミトリーに戻ります。
- 健康観察の期間中、外出は食品、日用品の買い出し等必要最低限とし、感染拡大防止対策を徹底してください（マスクの着用、手指の消毒等）。
- 宿泊費用（素泊まり分）は全額大学が負担します。ただし、食事等の費用は学生の自己負担となります。
- ※ホテル利用の対象となる移動の理由は、「実家への帰省」のみです。その他の事情で感染拡大地域に移動した入寮生は、各自で健康観察期間を過ごす場所を確保し、1週間経過した後ドミトリーに戻ってください。
- ※借り上げホテルの利用を希望する者は、教務学生課で「借り上げホテル利用希望届」を受け取り、記入のうえ12月23日まで提出してください。12月25日以降、該当者にホテル名称・所在地等を連絡します。